

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和6年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に対して手当を支給する。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当法第16条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給資格者名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表の項番56 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供側】 番号法第19条第7号、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、90、125及び155 【情報照会側】 番号法第19条第7号、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援局子ども福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	県民情報センター 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 電話番号:055-223-1408、ファックス番号:055-223-1409 (各地域県民センターにおいても受付可)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援局子ども福祉課 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 電話番号:055-223-1459、ファックス番号:055-223-1509

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 小野 真奈美	課長 下條 勝	事後	人事異動
平成30年4月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月2日 時点	平成30年4月2日 時点	事後	時点修正
平成30年4月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月2日 時点	平成30年4月2日 時点	事後	時点修正
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	【情報提供側】 番号法第19条第7号、同法別表第二の項番13、	【情報提供側】 番号法第19条第7号、同法別表第二の項番13、	事後	時点修正
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	山梨県福祉保健部子育て支援課	山梨県子育て支援局子ども福祉課	事後	組織改編
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 下條 勝	課長	事後	様式変更
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	山梨県福祉保健部子育て支援課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	山梨県子育て支援局子ども福祉課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	事後	組織改編
平成31年4月1日	II しきい値判断項目-1. 対象人数	平成30年4月2日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	II しきい値判断項目-1. 対象人数	平成30年4月2日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	IV リスク対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和2年4月1日	II しきい値判断項目	1 対象人数 (1) 2 取扱者数 (2)	1 対象人数 (2) 2 取扱者数 (1)	事後	記載誤りによる訂正 時点修正
令和2年4月1日	III しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務づけられない	基礎項目評価の実施が義務づけられる	事後	記載誤りによる訂正
令和3年4月1日	II しきい値判断項目-1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年4月30日	II しきい値判断項目-1. 対象人数	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	時点修正
令和4年4月30日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	時点修正
令和5年4月30日	II しきい値判断項目-1. 対象人数	令和4年4月30日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年4月30日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数	令和4年4月30日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II しきい値判断項目-1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	令和5年4月1日 時点	令和6年6月3日 時点	事後	番号法改正による修正
令和6年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	令和5年4月1日 時点	令和6年6月3日 時点	事後	番号法改正による修正